

様式第2（第4条関係）

事業継続力強化支援計画の変更に係る認定申請書

令和 8年 4月24日

岩手県知事
達増 拓也 様

岩手県遠野市新穀町6番1号
遠野商工会 会長 佐々木 精太郎

岩手県遠野市中央通り9番1号
遠野市長 多田 一彦

令和6年1月25日付けで当初計画の認定を受け、令和6年4月25日付けで変更に係る認定を受けた事業継続力強化支援計画について下記のとおり変更したいので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1 変更事項

(1) 関係市町村担当課の名称変更に関する変更事項

① (別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

2 事業継続力強化支援事業の内容

(2) 発災後の対策

ア 応急対策の実施可否の確認

(イ) 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

表「各組織の安比確認の対象と目標時間」内の組織名

② (別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

2 事業継続力強化支援事業の内容

(2) 発災後の対策

ア 応急対策の実施可否の確認

(イ) 安比確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

表「安比確認結果の連絡窓口」内の組織名、安否確認結果の連絡窓口

③ (別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

2 事業継続力強化支援事業の内容(3) 発災時における指揮命令系統・連絡体制

イ 二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことの決定

同項 2 行目の遠野市事業継続力強化支援会議会長を務める関係市町村担当課長名

④ (別表 2) 事業継続力強化支援事業の実施体制

- 1 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制 / 関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制 / 商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制 / 経営指導員の関与体制 等) の実施 (連携) 体制

⑤ (別表 2) 事業継続力強化支援事業の実施体制

- 3 商工会 / 商工会議所、関係市町村連絡先

(2) 関係市町村 (担当課の名称)

(2) 経営指導員の変更に関する変更事項

① (別表 2) 事業継続力強化支援事業の実施体制

- 2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

2 変更事項の内容

(1) 関係市町村担当課の組織体制変更に関する変更内容

① (別表 1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

2 事業継続力強化支援事業の内容

(2) 発災後の対策

ア 応急対策の実施可否の確認

(イ) 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

表「各組織の安否確認の対象と目標時間」内の組織名

【変更前】

組織名	安否確認の対象と目標時間
遠野市商工労働課	【職員】 発災後速やかに緊急連絡網 (携帯電話) にて確認
遠野商工会	【職員】 発災後 1 時間以内に LINE グループ機能にて確認 【正副会長】 3 時間以内に携帯電話・Eメールにて確認 【役員】 1 日以内に携帯電話にて確認 【会員】 3 日以内に会員安否を確認

【変更後】

組織名	安否確認の対象と目標時間
遠野市商工労働課	【職員】 発災後速やかに緊急連絡網 (携帯電話) にて確認
遠野商工会	【職員】 発災後 1 時間以内に LINE グループ機能にて確認 【正副会長】 3 時間以内に携帯電話・Eメールにて確認 【役員】 1 日以内に携帯電話にて確認 【会員】 3 日以内に会員安否を確認

②（別表1）事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

2 事業継続力強化支援事業の内容

(2)発災後の対策

ア 応急対策の実施可否の確認

(ウ)安比確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

表「安比確認結果の連絡窓口」内の組織名、安否確認結果の連絡窓口

【変更前】

組織名	安否確認結果の連絡窓口	
	第1順位	第2順位
遠野市商工労働課	課長	副主幹又は主査
遠野商工会	事務局長	上席の経営指導員

【変更後】

組織名	安否確認結果の連絡窓口	
	第1順位	第2順位
遠野市商工労政課	課長	課長補佐又は係長
遠野商工会	事務局長	上席の経営指導員

③（別表1）事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

2 事業継続力強化支援事業の内容(3)発災時における指揮命令系統・連絡体制

イ 二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことの決定

同項2行目の遠野市事業継続力強化支援会議会長を務める関係市町村担当課長名

【変更前】

二次被害を防止するため、被災地域で活動を行うことについては、(仮称)遠野市事業継続力強化支援会議会長(市商工労働課長)が遠野市災害対策本部の指示に従いながら、活動方針を決定し、当会に指示等を行う。

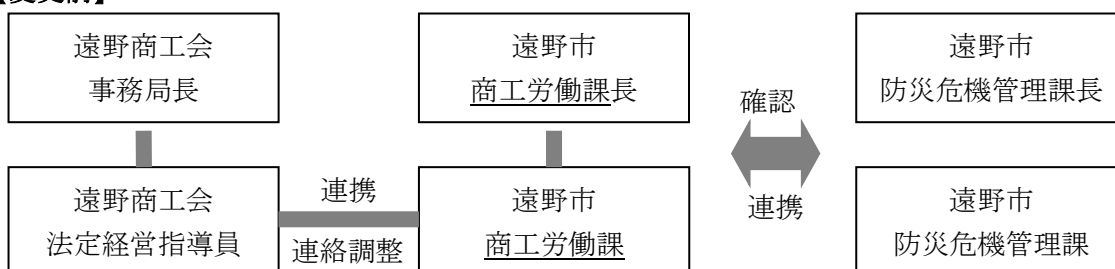
【変更後】

二次被害を防止するため、被災地域で活動を行うことについては、(仮称)遠野市事業継続力強化支援会議会長(市商工労政課長)が遠野市災害対策本部の指示に従いながら、活動方針を決定し、当会に指示等を行う。

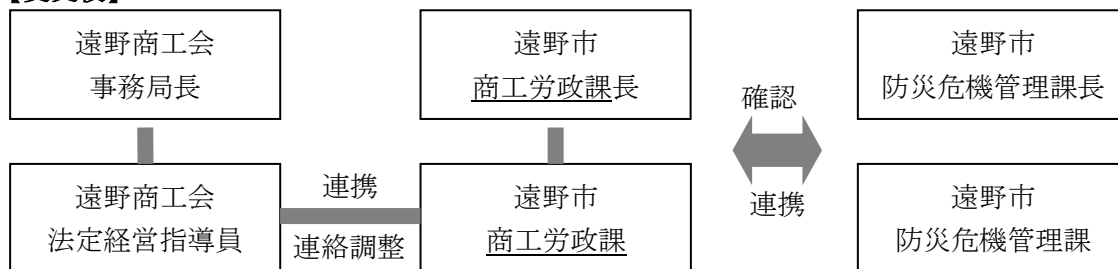
④（別表2）事業継続力強化支援事業の実施体制

1 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)の実施(連携)体制

【変更前】



【変更後】



⑤ (別表 2) 事業継続力強化支援事業の実施体制

3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

(2) 関係市町村 (担当課の名称)

【変更前】

遠野市役所 産業部 商工労働課

〒028-0592 岩手県遠野市中央通り 9 番 1 号

TEL : 0198-62-2111 FAX : 0198-63-1124

E-mail : shokou@city.tono.iwate.jp

【変更後】

遠野市役所 産業部 商工労政課

〒028-0592 岩手県遠野市中央通り 9 番 1 号

TEL : 0198-62-2111 FAX : 0198-63-1124

E-mail : shokou@city.tono.iwate.jp

※①～⑤ともに変更理由は遠野市役所の機構改革による

(2) 経営指導員の変更に関する変更内容

① (別表 2) 事業継続力強化支援事業の実施体制

2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

【変更前】 経営指導員 河内 夕希枝、中崎 保晴、菊池 朗 (連絡先は後述 3 (1) 参照)

【変更後】 経営指導員 河内 夕希枝、菊池 朗、藤平 隼人

【変更理由】 法定経営指導員である遠野商工会の中崎保晴が、他の商工会へ人事異動したため、後任の法定経営指導員である藤平隼人へ変更するもの。

(備考)

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
変更の認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による

小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：河内 夕希枝
菊池 朗
藤平 隼人